

# 安全・安心な農作物生産のために、 農薬は周りに配慮して、正しく使いましょう!

毎年、6月～8月は、「青森県農薬危害防止運動」の実施期間です。  
農薬の使用に当たっては、次のことについて今一度確認しましょう!

## 農薬危害防止運動の実施体制

【主催】青 森 県

【共催】全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県農薬商業協同組合、  
青森県農業共済組合、公益社団法人青森県植物防疫協会

### ① 農薬は使用前に必ずラベルを確認しましょう。

農薬は適正に使用しないと、基準値を超えて残留する可能性があり、  
基準値を超えて残留した場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象になります。

**使い慣れた農薬でも**使用前は必ずラベルの**適用農作物、使用時期、  
希釈倍数・使用量、成分総使用回数**などの「使用基準」や使用上の  
注意事項、最終有効年月等を確認しましょう。

**使用後は作物名、農薬名、使用年月日、希釈倍数、使用量を記録**しておきましょう。

使用前は、毎回  
ラベルをチェック



### ② 周辺に飛散させないようにしましょう。

周辺の**農作物や住宅、畜舎、ミツバチの巣箱**などに飛散させないようにしましょう。

◎住宅等の周辺ほ場で農薬を使用する場合は、次の飛散防止対策を実施しましょう。

- ・粒剤など飛散の少ない剤型の農薬を選択する。
- ・飛散低減ノズル、飛散防止カバーを使用する。
- ・無風又は風が弱い日や時間帯に散布する。

※ドローンなどでの空中散布は、特に風の影響を強く受けるので、注意しましょう。

ミツバチにも飛散しない  
ように注意



◎事前に散布日時、散布農薬等の情報をチラシや看板で周知しましょう。

化学物質に敏感な方が住んでいることを把握している場合は、特に配慮しましょう。

◎近くで養蜂が行われている場合は、**農薬の使用時期や巣箱の位置などについて養蜂家と密に  
情報交換し、ミツバチの活動が盛んな時間帯（午前8～12時）を避けて散布**しましょう。

◎セルトレイや育苗箱に使用する場合は、こぼれ落ちた農薬が後作の作物に影響しないよう、  
あらかじめ**ハウスの置床にシートを敷く**か、**ハウスの外で作業**しましょう。

### ③ クロルピクリン剤を施用したら、必ず「被覆」しましょう。

催涙を伴う強い刺激臭のあるガスが発生します。

住宅、畜舎等に近接する農地では、クロルピクリン剤以外の防除方法を  
検討しましょう。

**施用後は、厚さ0.03mm以上のシートや難透過性フィルムで直ちに被覆**  
しましょう。

また、ほ場に看板を立てる等で、関係者以外の立入を防ぎましょう。

必ず被覆

0.03mm  
以上

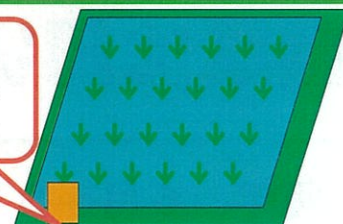


#### ④ 水田で使用した農薬が河川に流れ出るのを防ぎましょう。

水田の除草剤などは、防除効果を高めるとともに、河川への流出を防ぐため、**散布後7日間は止め水**にし、**落水やかけ流しはやめましょう。**

また、畦畔の穴は埋め戻し、漏水を防ぎましょう。

散布後7日間は、「かけ流し」や「落水」しない



#### ⑤ 散布器具の洗浄は十分に行い、使用前後に点検しましょう。

前の農薬が残ったまま散布器具を使用すると、農作物に**基準値を超えた農薬が残留する原因**になります。

使用後は散布器具を丁寧に洗浄し、使用前にも散布器具の洗浄が十分であるか再確認してから使いましょう。

農薬が残らないように十分洗浄

使用前にも再確認



#### ⑥ 使用者自らも農薬を浴びないように注意しましょう。

農薬散布は、マスクや防除衣などを適切に装備して行いましょう。

農薬事故の多くは、体調が万全でないまま作業に従事したり、強風時に散布するなど、使用者の不注意や認識不足により発生しています。

体調がすぐれない時は散布作業を止めましょう。

マスク・防除衣を装備して散布



#### ⑦ 施錠して保管し、余った農薬や空き容器は適切に処分しましょう。

農薬は施錠できる専用の保管庫等で保管し、誤飲・誤食事故を防ぐためペットボトルなどの**飲食品の容器への移し替えは絶対にやめましょう。**

余った農薬や空き容器は廃棄物処理業者に処分を依頼するなど、適切に処分しましょう。

施錠して保管



### ※体に異常を感じたら・・・

使用した農薬の容器を持って、直ちに医師の診断を受けてください。

なお、処置法等が不明の場合は、医師から下記の機関に問い合わせてもらってください。

◆公益財団法人 日本中毒情報センター◆ (<http://www.j-poison-ic.jp>)

#### お問い合わせ

|                             |                                            |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 青森県農林水産部農林水産政策課             | 青森市長島1-1-1 県庁北棟                            | Tel 017-734-9702                     |
| 青森県病虫害防除所                   | 青森市第二問屋町4-11-6                             | Tel 017-729-1717                     |
| 東青農林水産事務所農業普及振興室            | 青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル                      | Tel 017-734-9965                     |
| 中南農林水産事務所農業普及振興室<br>" 黒石分室  | 弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎<br>黒石市田中82-9 (青森県産業技術センター内) | Tel 0172-33-2902<br>Tel 0172-52-4335 |
| 三八農林水産事務所農業普及振興室<br>" 三戸分室  | 八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎<br>三戸町同心町同心町平54-7         | Tel 0178-23-3794<br>Tel 0179-23-3264 |
| 西北農林水産事務所農業普及振興室<br>" つがる分室 | 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎<br>つがる市木造桜木9-1          | Tel 0173-35-5719<br>Tel 0173-42-2222 |
| 上北農林水産事務所農業普及振興室<br>" 三沢分室  | 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎<br>三沢市東岡三沢1-1-7     | Tel 0176-23-4281<br>Tel 0176-53-2498 |
| 下北農林水産事務所農業普及振興室            | むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館                        | Tel 0175-22-2685                     |